

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第38号中「中古自動車販売業者（」の次に「所有する全ての自動車について」を加え、「ない」を「なく、かつ、減免を受けようとする年度分の自動車税の種別割を納期限までに納付した」に改める。

第10条中「公示送達は、」の次に「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項で定める方法により、不特定多数の者が閲覧できる措置をとるとともに、」を加える。

第37条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附則第14項中「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書」を「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（買取再販用）」に改める。

附則第23項第3号及び第4号の規定中「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に改める。

附則第1号様式の4（表）中「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書」を「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（買取再販用）」に改める。

附則第1号様式の5中「不動産取得税徴収猶予申請書」を「不動産取得税徴収猶予申請書（買取再販用）」に、

「

納税通知書番号

を

」

「

納税通知書番号	猶予コード

に改める。

」

附則第2号様式中「不動産取得税徴収猶予申請書」を「不動産

取得税徵収猶予申請書（農地等用）」に改める。

別表第4中55の項を次のように改める。

55 法第73条の 2 第7項の規 定による申出	不動産取得税に係る家 屋附帯設備価額申出書	第74号様式
--------------------------------	--------------------------	--------

別表第4の55の2の項中「第74号様式の2」を「第74号様式の3」に改め、同項を同表55の3の項とし、同表55の項の次に次のように加える。

55の2 法第73 条の2 第8項 の規定による 申請	不動産取得税に係る家 屋附帯設備の取得に対 する還付申請書	第74号様式の2
--------------------------------------	-------------------------------------	----------

第44号様式を次のように改める。

第44号様式（公示送達用）（別表第4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

公 告 書

第 号

年 月 日

神奈川県 事務所長

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できません。これらの書類については当所で保管していますので、申出があればいつでも交付します。

第45号様式中

「

年　月　日

神奈川県　　事務所長殿

を

」

「

年　月　日

神奈川県　　事務所長殿

に、

」

「

口座振込による還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号	備考	

」

を

「

口座振込による還付金の受領	金融機関名	預金の種類	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				
備考					

」

に改め、同様式の備考2中「口座振込を」を「申請人名義の口座への振込みを」に改める。

第45号様式の2中

「

口座振込による還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号		

」

を

「

口座振込による還付金の受領	金融機関名	預金の種類	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

」

に改め、同様式の備考2中「口座振込を」を「申請人名義の口座

への振込みを」に改める。

第52号様式の2(表)中

「

付 受印			
年月日		(ふりがな) 寄附金を受領する者(特定公益信託の受託者)の名称	
神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)		法 人 番 号	
神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し出ます。		主たる事務所又は事業所の所在地	
		電話() -	
		(ふりがな) 代表者氏名	
設立年月日	年月日	事業年度	自月日至月日
所得税における寄附金控除の根拠条文		1 所得税法第78条第2項第2号 2 所得税法第78条第2項第3号 (所得税法施行令第217条第 号 該当) 3 所得税法第78条第3項 4 租税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項 5 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項	

」

を

「

受 付 印		
年　月　日 神奈川県知事 殿 (　　県税事務所経由)		(ふりがな) 寄附金を受領する者(公益信託の受託者)の名称
神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し出ます。		(法人の場合のみ記入してください。) 法　人　番　号
		住(居)所又は所在地
		電話(　　)　　-
		(ふりがな) 代　表　者　氏　名
		(ふりがな) 公　益　信　託　の　名　称
所得税における寄附金控除の根拠条文	1 所得税法第78条第2項第2号 2 所得税法第78条第2項第3号 (所得税法施行令第217条第号 該当) 3 所得税法第78条第2項第4号 4 旧所得税法第78条第3項 5 租税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項	

」

に改め、同様式(裏)の備考2(3)を次のように改める。

(3) 公益信託の受託者

- ア 公益信託であることを証する書類
- イ 公益信託の状況を確認できる書類
- ウ 登記事項証明書(個人の場合は、個人番号カード(表面のみ写しを提出してください)、運転免許証等本人であることが確認できるものの写し。)

第52号様式(裏)の備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 「代表者氏名」欄は、個人の場合は記入する必要はありません。

第52号様式の6中

「

七

J

1

(ふりがな)	
寄附金を受領する者（公益信託の受託者）の名称	
法人番号	(法人の場合のみ記入してください。)
住（居）所又は所在地	
	電話（　　）――
(ふりがな)	
代表者氏名	
(ふりがな)	
公益信託の名称	

に改め、

1

同様式の備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 「代表者氏名」欄は、個人の場合は記入する必要はありません。

第70号様式中「明・大・昭・平」を「大・昭・平・令」に、

1

従業員	家 族	男 人	女 人	
	雇 人	男 人	女 人	
	計			
	源泉徴収	有 • 無		

を

」

「

従業員 (人)	家 族		
	雇 人		
	計		
	源泉徴収	有 • 無	

に改める。

」

第 74 号 様式を次のように改める。

第74号様式（別表第4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出書

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備の価額について申出をします。

家　屋	所在及 び地番			家　屋 番　号			種　類	
	構　造		床面積	m ²		家屋の 名　称		
課　税　標　準　額		円		税	額		円	
附帶設備に属す る部分の価額		円		附帶設備に属す る部分の税額			円	

附帯設備に属する部分の取得者承諾事項

上記について、申出人と協議のうえ、附帯設備に属する部分の税額の納付につき承諾
しました。

年　月　日

附帯設備に属す
る部分の取得者

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

第 74 号 様 式 の 2 を 第 74 号 様 式 の 3 と し 、 第 74 号 様 式 の 次 に 次 の
1 様 式 を 加 え る 。

第74号様式の2（別表第4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税に係る家屋附帯設備の取得に対する還付申請書

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備に属する部分の税額について還付を申請します。

家　屋	所在及 び地番			家　屋 番　号			種　類	
	構　造		床面積	m ²	家　屋　の 名　称			
課　税　標　準　額		円		税	額	円		
附帶設備に属す る部分の価額		円		附帶設備に属す る部分の税額	円			
口座振込に による還付金 の受領	取 扱 金 融 機 関	銀行 金庫 信用組合 協同組合					本店（所） 支店（所） 出張所	
		銀　行 コ　ド					店　舗 コ　ド	
	預 金 の 種 類	1　普　通	口 座 番 号			(フリガナ) 口　座 名義人		
2　当　座								
3　その他の 種類								

備考　口座振込による還付金の受領の欄には、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

第 80 号 様 式 中

「

納税通知書番号

を

」

「

納税通知書番号	猶予コード

に改める。

」

第 145 号 様 式 中 備考 2 の次に次のように加える。

3 控除等をする過誤納金等の額の欄には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第14条第1項の規定により控除する場合には負の数で、同条第3項の規定により加算する場合には正の数で過誤納金等の額を記入してください。

第 145 号 様 式 の 2 中 備考 4 を 備考 5 とし、備考 3 を 備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 (エ)、(シ)、(セ)及び(タ)には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第14条第1項の規定により控除する場合には負の数で、同条第3項の規定により加算する場合には正の数で過誤納金等の額を記入してください。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第23項、第52号様式の2及び第52号様式の6の改正規定は令和8年4月1日から、第10条、第37条及び第44号様式の改正規定※は令和年月日から施行する。

※ 第10条、第37条及び第44号様式の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日としますが、政令が公布前のため空欄としております。

(経過措置)

2 改正後の附則第23項第3号及び第4号の規定は、施行日以後に初回新規登録を受けた自動車（当該初回新規登録の申請をし

た者が所有する自動車に限る。以下この項において同じ。) に対して課すべき自動車税の種別割の減免について適用し、施行日前に初回新規登録を受けた自動車に対して課する自動車税の種別割の減免については、なお従前の例による。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。